

神奈川県と WOTA 株式会社との連携と協力に関する包括協定書

神奈川県（以下「甲」という。）と WOTA 株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化するため、次のとおり連携と協力に関する包括協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応して、県民サービスの向上及び地域の活性化を図り、水や地域水循環システムに関する社会変革・新たな地域社会モデルの創出を推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について、関係法令等に反しない範囲で、かつ、業務に支障のない範囲で取り組むものとする。

- (1) 災害時の避難所等における生活用水の確保に関すること
- (2) 社会構造の変化に対応する地域水循環システムの検討に関すること
- (3) 宇宙空間における水循環技術等の適用可能性の周知等に関すること
- (4) 水循環システムを利用した、水利用に関する課題解決に向けた海外連携に関すること
- (5) その他社会的課題解決に資する取組に関すること

2 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

3 連携事項を推進するに当たっては、甲及び乙は県内市町村との連携が図られるよう努力するものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動により相手方から知り得た秘密情報について、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結日から起算して2年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了の日の30日前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から2年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（反社会的勢力に関する対応）

第6条 甲と乙は、反社会的勢力（暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法を用いて経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と関係を持たないことを表明し保証する。

- 2 甲と乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。
 - (1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
 - (2) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
 - (3) その他前各号に類似するいかなる行為

- 3 甲と乙は、相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合、当該相手方に対して何らかの通知をすることなく本協定を解除することができる。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和8年1月29日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩祐治

乙 東京都中央区日本橋馬喰町1-13-13
WOTA 株式会社
代表取締役 前田瑠介